

令和3年4月5日

各 位

神奈川労働局総務部
労働保険徴収課長

令和3年度労働保険年度更新に係る広報記事の掲載依頼について

日頃より労働保険業務の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険の保険料は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として概算で保険料を納付いただき、保険年度末に精算いただくという方法をとっております。

このため事業主は、毎年6月1日から7月10日まで（令和3年度は7月12日まで）の間に前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となり、また、これに併せて「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき一般拠出金の申告・納付も行う必要があり、これらの手続きを「労働保険年度更新」といいます。

当課といたしましては、事業主の皆様に対しまして労働保険年度更新に係る申告・納付時期を定着すべく周知徹底を図りたいと考えております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、貴団体で発行されております「機関誌（紙）」等に別添「広報原稿」（例文）の記事を掲載してくださいますようお願い申し上げます。

なお、広報記事を掲載していただきました際には、その機関誌（紙）等を下記事務担当あてに1部ご送付（写しでも結構です。）いただければ幸いに存じます。

業務ご多忙中のところお手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務担当：労働保険徴収課適用第三係 笹島

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2

TEL 045-650-2865

FAX 045-650-2806

《広報原稿》

4・5月号用

(A)

労働保険のお知らせ

令和3年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月1日(火)～7月12日(月) です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

正しい申告のために…早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！   労働保険の電子申請

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係…………… 電話 045-650-2803

6月号用

(B)

労働保険のお知らせ

令和3年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。
申告・納付期間は **6月1日(火)～7月12日(月)** です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

労働保険の申請は便利な電子申請で！   労働保険の電子申請

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係…………… 電話 045-650-2803

7月号用

(C)

労働保険のお知らせ

令和3年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告はお済みですか。

* 申告・納付はお早めに

申告・納付期間は **6月1日(火)～7月12日(月)** です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

労働保険の申請は便利な電子申請で！   労働保険の電子申請

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係…………… 電話 045-650-2803